

千葉県老人福祉センター使用料及び浴室使用料減免取扱要綱

第1条（目的）

この要綱は千葉県老人福祉センター設置管理条例（以下「条例」という。）第11条及び千葉県老人福祉センター管理規則（以下「規則」という。）第5条に規定する使用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（減免の対象）

次の各号に掲げる者は、本市に住所を有しない者の使用料及び浴室使用料（以下「使用料」という。）を減額し、又は免除する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による身体障害者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による知的障害者
- (4) 前3号に掲げる者の介添者（対象者1名につき1名までとする。）
- (5) 災害（暴風、豪雨、洪水、地震、地すべりその他異常な自然現象または火災により生ずる被害をいう。）により居住する家屋の浴室を使用できない状態となっている者

第3条（取扱方法）

前条に定める対象者が使用料の免除を受けようとするときは次の各号に掲げるも

のの提示により行うものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (3) 市長が発行する療育手帳
- (4) 災害を証する書類。ただし緊急等やむを得ない場合には省略できるものとする。

2 前条第4号に定める介添者については当該身体障害者等の前項に定めるものの提示のほか、規則第5条の規定に基づき、減免申請書を提出しなければならない。

第4条（使用料の減免率）

使用料の減免率は、次のとおりとする。

- (1) 第2条1号から4号に該当する者

使用種別	利用者	減免率
施設使用料	市外利用者	1/2
	市内利用者	10/10
浴室使用料	市外利用者	1/2
	第2条第4号に規定する介添者	10/10

(2) 第2条5号に該当する者

使用種別	利用者	減免率
施設使用料	市外利用者	10/10
浴室使用料	市内利用者	10/10
	市外利用者	10/10
第2条第5号の介添者		10/10

附則

この要綱は平成23年4月2日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年9月2日から施行する。